

2. 平塚市自治会連絡協議会

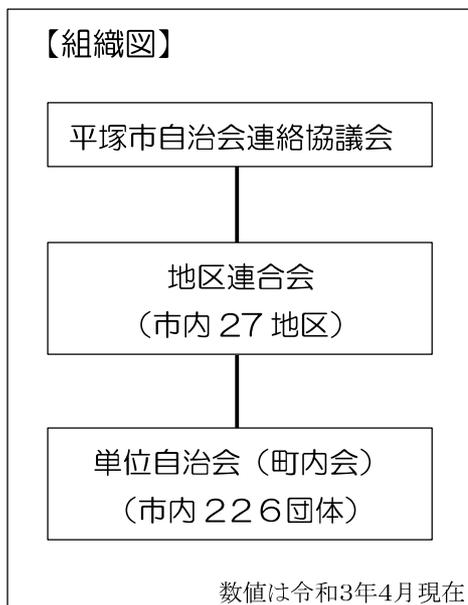
(1) 平自連の組織と役割

平塚市自治会連絡協議会（以下、「平自連」という）は昭和48年7月、市内177団体の単位自治会（町内会）の相互の連絡協調並びに自治会活動の強化推進を図ることを目的に設立されました。

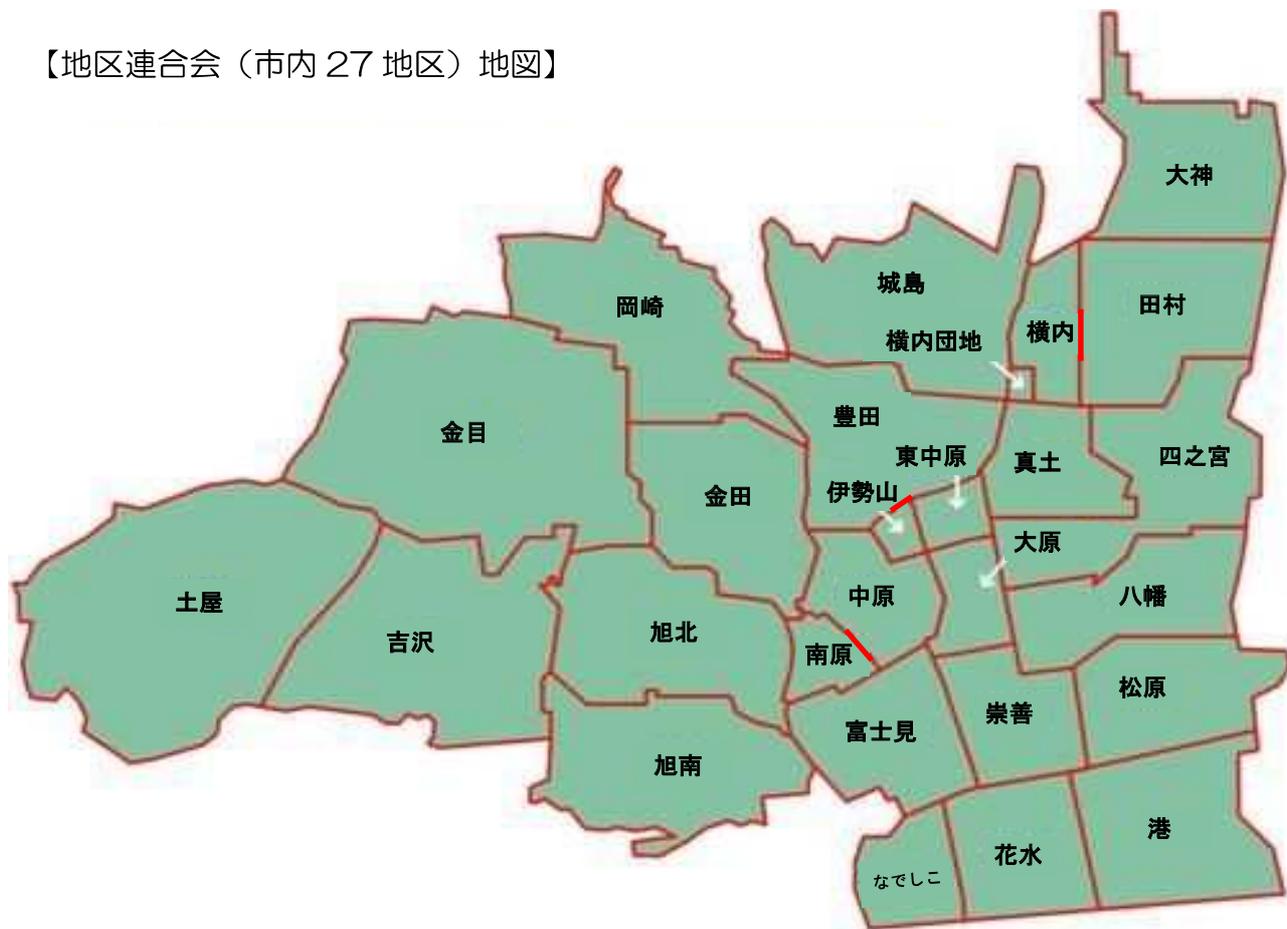
平自連は市内の自治会（町内会）並びに地区連合会の会長をもって組織され、年1回の総会、月1回の地区連合会長による役員会を開催しています。

各地区連合会及び各自治会（町内会）との意見交換や情報交換等により、自治会活動の推進や地域の活性化を推進し、併せて行政との連絡調整役として市政の発展に寄与しています。

【組織図】



【地区連合会（市内27地区）地図】



(2) 事業活動

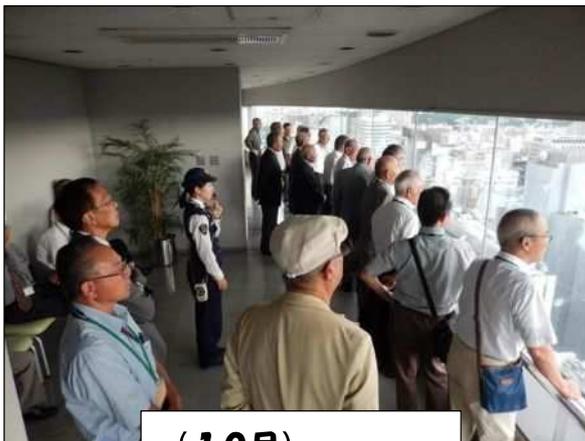
毎年5月に開催する定期総会で承認された事業計画を基に事業を展開しています。定例的に実施している行事等には次のようなものがあります。



(4月)
自治会加入促進キャンペーン



(5月)
定期総会



(10月)
連合会長研修会



(11月)
自治会長研修会



(通年)
定例役員会



(7月・11月・3月)
「平自連だより」の発行

(3) 会則

平塚市自治会連絡協議会会則

昭和48年7月25日 制定

(名称及び事務所)

第1条 この会は平塚市自治会連絡協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所は本会会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は自治会相互の連絡協調並びに自治会活動の強化をはかり、もって住民福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会の会員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市内の自治会及び町内会（以下「自治会」という。）の会長
- (2) 本市内の地区連合会及び地区協議会（以下「地区連合会」という。）の会長

(事業)

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の啓発並びに情報交換
- (2) 自治会の運営研究
- (3) 会の広報活動
- (4) 会員の研修
- (5) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 幹事

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次によるものとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計及び会計監査は総会において会員のうち地区連合会の会長の中から選出する。
- (2) 幹事は前号で選出された者を除く地区連合会の会長とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次によるものとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
-
-

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は本会の事務処理を担当する。
- (4) 会計は本会の会計を担当する。
- (5) 会計監査は、会計の監査にあたる。
- (6) 幹事は他の役員とともに、本会の運営上必要な事項を審議し、各自治会との連絡調整にあたる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2か年とし、再任を妨げない。

2 現役員の辞任により選任された後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後といえども後任者が選任されるまでは在任する。

(専門部)

第9条 本会は第4条の事業を推進するために次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 渉外調査部
- (3) 研修部
- (4) 広報部

2 各専門部の部員は会長を除く本会役員とし、正、副部長各1名を置く。

3 各専門部長は本会副会長とし、副部長は各部員の互選による。

4 部長及び、副部長の任務は担当業務の遂行にあたる。

5 部長及び、副部長の任期は本会役員任期と同じくする。

(顧問)

第10条 本会に、必要に応じ顧問を置くことができる。

- (1) 顧問の任期は本会役員任期と同じくする。
- (2) 顧問については役員会にて決めるものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 事業計画、事業報告に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 役員選出及び承認に関すること。
- (5) その他重要な事項。

2 総会は年1回開催し、会長が招集する。ただし会員の2分の1以上の要請があるとき又は会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

2. 平塚市自治会連絡協議会

(役員会)

第13条 役員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する事項の審議。
- (2) 緊急を要する業務の執行。
- (3) 総会の議決事項に属さない事項で本会の運営上必要なこと。

2 役員会は会長が必要に応じて招集し、会長が主宰する。

3 役員会は役員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

(会費)

第14条 自治会は別表に定める会費を納入するものとする。

(会計)

第15条 本会の経費は会費、寄付金、交付金等その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(細目)

第17条 その他本会の運営に必要な事項は役員会においてこれを決める。

附 則

この会則は、平成8年5月25日から施行する。ただし、第14条の会費に関する規定は、平成8年度会計から適用する。

別表(第14条関係) 平塚市自治会連絡協議会会費

1 自治会につき、均等割+世帯数割とする。		
均等割	年額 1,000円	
世帯数割	世帯数	年額
	100世帯以下	500円
	101世帯以上 300世帯以下	1,000円
	301世帯以上 500世帯以下	1,500円
	501世帯以上	2,000円

附 則

この会則は、平成14年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月19日から施行する。

(4) 見舞金・弔慰金贈呈規定

平塚市自治会連絡協議会見舞金・弔慰金贈呈規定

1. 趣 旨

平塚市自治会連絡協議会（以下「平自連」という。）の役員並びに平自連加盟の単位自治会長が疾病並びに死亡の場合、次に定める見舞金又は弔慰金を贈呈する。

2. 対 象

本規定の対象となる役員とは次のとおりとする。

- ・平自連役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査、顧問及び幹事）
- ・平自連加盟の単位自治会長

3. 見舞・弔慰金

見舞・弔慰金は次のとおり定める。

	平自連役員	単位自治会長
見舞金	5, 000円	
弔慰金	10, 000円	10, 000円

見舞金は継続して10日間以上の入院加療に限る。但し、年度間内において1回限りとする。又、同じ疾病にて再度入院した場合は年度が異なっても、これを贈呈しない。

4. 見舞・弔問

見舞金又は弔慰金は原則として平自連会長が持参する。

但し、単位自治会長の弔慰金は地区連合会長が持参することもできる。

5. 見舞・香典返し

平自連自体が冠婚葬祭の簡素化を提唱していることもあり、一切を辞退する。

6. 連絡方法

見舞・弔問の連絡は次のとおりとする。

平自連役員の場合は事務担当が当たり、単位自治会長の場合は地区連合会長が担当する。

7. 委 任

上記以外で平自連として弔慰等と予想される場合は、その都度会長が定める。

附 則

この規定は、昭和56年1月26日から適用する。

この規定は、平成16年4月23日から適用する。

この規定は、平成29年9月27日から適用する。

(5) 平自連としての加入促進活動

自治会（町内会）への加入促進については、各単位自治会（町内会）において、取り組んでいただいておりますが、平自連としても「自治会組織の強化充実」を重点目標の一つに掲げ、様々な加入促進活動を展開しています。



自治会加入促進に関する三者協定による取組

下記三者により協定を締結し、自治会加入促進に関する取組を行っています。

- ア. 三者 平自連、(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部、平塚市
- イ. 締結日 平成 23 年 2 月 7 日
- ウ. 取組 【平自連】案内チラシや加入申込書等を作成する。



- 【宅建協会湘南中支部】住宅の販売や賃貸の仲介等を行う場合に加入申込書を入居世帯に配布し、自治会への加入を案内する。
- 【平塚市】一定規模（10 戸以上）の共同住宅や宅地造成計画時の開発事前協議において、事業者に対し自治会加入について地元自治会との協議を依頼する。また、市民課において、市外からの転入者に対して自治会加入案内チラシを配布する。
- 【三者共同】自治会加入促進キャンペーンの実施

自治会加入促進用「のぼり旗」の掲出

各地区の盆踊り、地区レク、防災訓練等のイベント時に「のぼり旗」を掲出し、自治会加入をPRしています。

自治会加入案内「ポスター」や「チラシ」等の活用

ポスターの市内一斉掲出や各自治会（町内会）における未加入世帯へのチラシのポスティング等を実施しています。

ごみ収集車に看板掲出

平塚市のごみ収集車約 20 台（令和 3 年 4 月現在）の側面及び背面に加入促進看板を掲出しています。

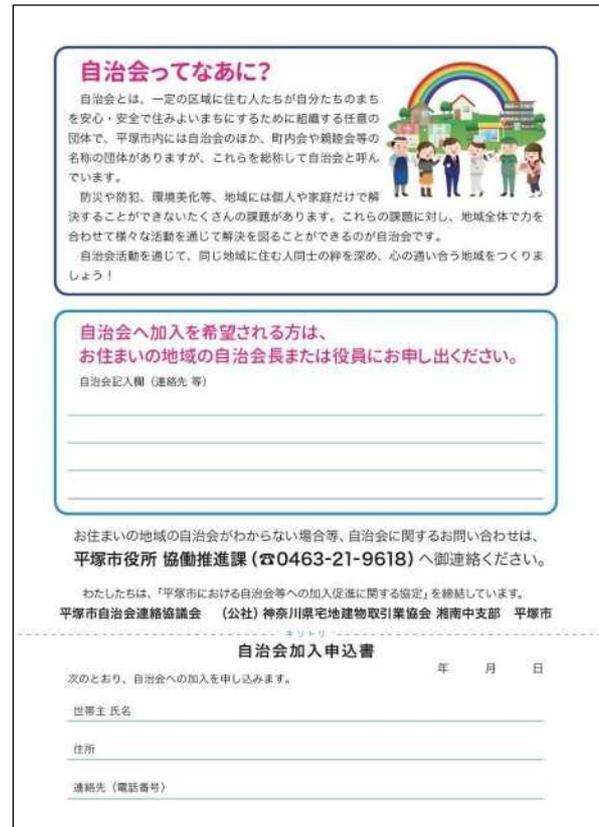


自治会加入促進用
「のぼり旗」

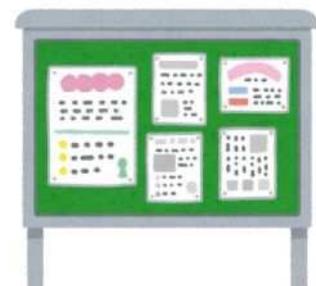
ごみ収集車
加入促進看板



自治会加入促進ポスター&チラシ



自治会加入促進啓発グッズ (ウェットティッシュ) ※令和元年度作成



ポスターやチラシ、啓発グッズは必要な場合は、平塚市役所の協働推進課(TEL:21-9618)へお問い合わせください。

(6) ホームページ

平自連では、平塚市が管理・運営している地域向けポータルサイト「地元密着!! ちいき情報局」にページを開設しています。

定例役員会や研修会等の事業の実施報告をはじめ、平自連だよりや自治会（町内会）のモデル規約、貸出に供している書籍や備品のリストを掲載しています。

【閲覧方法】

1.
2. 「地元密着!! ちいき情報局」トップページ内の
 をクリック

「ちいき情報局」の概要は、P41をご覧ください

平塚市自治会連絡協議会
平自連の情報を提供しています。

トップに戻る 文字サイズ 小 中 大

年前行事 地域団体紹介 募集 運営組織 読者登録 リンク

本日の訪問者 16
累計 211,448

記事検索 キーワード検索 検索

新着記事

- 2017/01/04 平自連だより 第89号
- 2017/01/04 平成28年度 第8回 定例役員会
- 2016/12/21 1月の自治会回覧
- 2016/11/29 12月の自治会回覧
- 2016/11/29 平成28年度自治会長研修会
- 2016/11/04 ハナマル展で活動をPRしました
- 2016/11/04 平成28年度 第7回 定例役員会

平自連だより 第89号

2017/01/04 8:54:23

平自連だより第89号を発行しました。

【発行日】平成29年(2017年)1月1日

【主な内容】

- 平自連会長あいさつ
「『共助近所』の輪を更に大きく」
- 平塚市長あいさつ
「安心・安全に暮らせるまちへ」
- 防災活動の推進
「地域防災で“共に助け合う心”を！」
- 連合会長研修会報告
「町田市町内会・自治会連合会を視察」
- 自治会長研修会報告
「住民を惹きつける、魅力ある自治会づくり」

平自連だより第89号.pdf

(7) 貸出用の書籍、DVD、備品

平自連では、各自治会（町内会）で活用できる書籍やDVD、備品等を揃えています。貸出は平塚市役所の協働推進課（TEL：21-9618）で行っています。

平自連文庫（書籍、DVD）

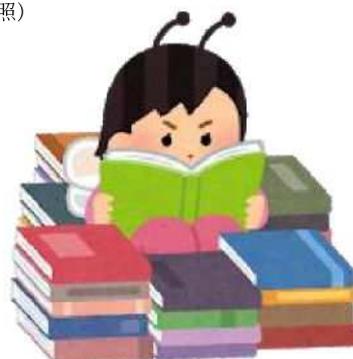
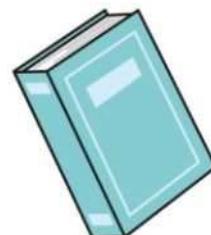
地域活動の参考となる書籍やDVDを収集し、貸出を行っています。

【ジャンル】自治会運営全般、地域経営、防災、環境 等

【貸出期間】原則 2 週間以内

平自連文庫の一覧（リスト）は  に掲載しています。

（閲覧方法は P26 を参照）



平自連所有の備品

自治会（町内会）活動で利用できる備品を収集し、貸出を行っています。

【貸出期間】原則 5 日以内

【備品一覧】

品名	数	規格・寸法
パソコン	1	富士通 LIFEBOOK AH53/R
デジタルカメラ	1	Panasonic FX77 LUMIX
ビデオカメラレコーダー	1	SONY HDR-CX680
スクリーン	1	90cm×120cm
プロジェクター	1	EPSON EB-X8
プロジェクター置台	1	折りたたみ式
スピーカーフォン	4	YAMAHA YVC-330
360° カメラ	1	RICOH THETA SC2
ドローン	1	TELLO COMB
ワイヤレスアンプ	2	UNI-PEX WA-371CD ワイヤレスマイク2本 UNI-PEX WA-372CD ワイヤレスマイク2本
拡声器	3	TR-215A (6W 防滴型)
自治会加入促進用「のぼり旗」	10	150cm×45cm

(8) 平塚市自治会連絡協議会会員名簿

平塚市自治会連絡協議会では、市が市民や事業者から自治会（町内会）長の連絡先の問い合わせを受けた際、すみやかに対応できるよう、毎年、年度当初に協働推進課が取りまとめを行い、自治会（町内会）連合会長、単位自治会（町内会）長の氏名、住所、電話番号、回覧数を掲載した、「平塚市自治会連絡協議会会員名簿」を作成しています。

作成した名簿は、協働推進課が窓口となり、業務上必要な市の部署に提供しておりますが、名簿の取扱いについては、「平塚市自治会連絡協議会会員名簿取扱要領」を定め、提供を受けた各部署が鍵のかかるキャビネット等に保管するなど、平塚市個人情報保護条例に基づき、厳重に管理しています。



次のような場合にのみ市から市民や事業者へ情報を提供しています。

- (1) 自治会（町内会）への加入を希望する場合
- (2) ごみ集積所に関する問い合わせが必要な場合（ただし、営業や自治会活動に関係のない依頼については情報を提供しない。）
- (3) 不動産の売買や賃貸借契約に際して、対象となる地域の自治会（町内会）に関する情報が必要な場合
- (4) 自治会（町内会）等の地域組織が円滑に活動を行うため、情報提供することが必要な場合

上記に該当した場合の各部署の対応

- (1) 自治会長の連絡先が必要な理由を確認のうえ、上記に該当する場合にのみ情報を提供する。
- (2) 情報提供の理由に該当するか判断し難い場合には、協働推進課と協議する。
- (3) 情報提供にあたっては、市民や事業者に対し、氏名（事業者の場合は、企業名と担当者名）、連絡先、情報が必要な理由、該当する自治会（町内会）名を整理票に記入してもらう。
- (4) 各部署は整理票を年度終了後に協働推進課へ提出する。



自治会（町内会）加入等についての協議

市では、新築の分譲集合住宅や賃貸住宅等の建設を予定されている建築主や開発事業者等に対し、入居予定者の自治会（町内会）加入等について、自治会（町内会）等と協議するよう依頼をしています。

協議を行うに当たり、自治会（町内会）長に連絡が入ることがございますので、ご協力をお願いします。

平塚市における自治会等への加入促進に関する協定書

平塚市自治会連絡協議会（以下「甲」という。）、社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部（以下「乙」という。）及び平塚市（以下「丙」という。）は、自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）がよりよい地域社会の醸成及び住民の福祉向上に資するとの基本的認識に立ち、平塚市内における自治会等への加入促進に関し協力して取り組むことについて、次のとおり協定書を締結する。

- 1 甲、乙及び丙は、自治会等への加入促進のため、互いに連携して、加入促進に向けた情報共有及び連携した取組等を行い、安心安全な住みよいまちづくりに努めるものとする。
- 2 乙は、平塚市内における住宅の販売、賃貸の管理、仲介等を行う場合において、加入申込書を配布する等により、当該住宅に係る世帯に対し自治会等への加入を勧めるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、乙が行う自治会等への加入促進の取組に必要な加入申込書、案内チラシ等を提供するものとする。
- 4 乙は、上記2に規定する世帯が分譲等の理由により相当数にわたる場合は、必要に応じて甲に情報提供し、当該世帯が属すべき自治会等の区割り、加入促進等を協議するものとする。
- 5 丙は、別に定める規模以上の共同住宅建築又は宅地開発事業に関する事前協議の申請があった場合は、当該申請を行う事業者に対し、当該申請に係る区域の自治会等と自治会等への加入について協議するよう依頼するものとする。
- 6 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、平塚市個人情報保護条例（平成19年条例第13号）その他の法令等を遵守の上、この協定書に係る個人情報を取り扱うものとする。
- 7 この協定書の実施に関し必要な事項及びこの協定書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年（2011年）2月7日 調印

自治会運営コラム

V. 個人情報保護の問題

平成 17 年の「個人情報保護法」施行以降、個人情報の取扱いに関して過剰な反応が起き、地域においても自治会（町内会）の会員名簿をはじめ学校の緊急連絡網が作成できなくなる等の事態が生まれました。

自治会（町内会）も多くの制約を受けることになり、高齢者の見守りや防災の観点で個人情報の取扱いについて不安に感じることも多いのではないのでしょうか。

平成 29 年 5 月 30 日に施行された改正個人情報保護法では、自治会（町内会）等の非営利組織も同法の適用対象となります。会員名簿の作成等、個人情報を取り扱う場合は、以下の点に細心の注意を払い、取扱いについてのルールを定めておきましょう。



- ① 作成する目的（災害時の緊急対応等）や配付する範囲を明確にする。
- ② 取得する個人情報は、目的を達成する必要最小限とする。
- ③ 個人情報を書面で取得する場合は、その書面にも利用目的を明記する。
- ④ 取得した個人情報は、取得した目的以外では利用しない。
- ⑤ 盗難・紛失にあわないようきちんと管理する。パソコン等で作成する場合は、きちんとしたセキュリティ対策を行う。
- ⑥ 取得した個人情報に誤りがあった場合、訂正を受け付ける連絡先を決めておく。
- ⑦ 利用目的の範囲外の者に、名簿を原則提供してはならない。災害発生時の安否確認等のために例外的に提供する場合を除き、第三者に提供する際は必ず本人から同意をとる。